

健診を実施する保険者及び職場の健診担当者のみなさまへ

# 肝炎を重症化させないために…

(肝炎ウイルス陽性者初回精密検査費用助成のご案内)



©2014 大阪府もすやん

大阪府では、「肝炎ウイルスの早期発見・早期治療を通じ、重症化予防を図る」という目的のもと、本府や市町村が実施する肝炎ウイルス検査の陽性者に対し、初回精密検査費用助成を実施していますが、平成31年度からは、新たに、職域での健康診断等における肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方を対象に、専門医療機関で受けた初回精密検査（医療保険適用のものに限る）にかかる費用等の自己負担分を助成することになりました。

## 保険者や職場の健診担当者のみなさまへ

初回精密検査費用助成は、健康診断等を実施する医療機関から対象者に案内をいただくこととしております。このため、保険者や職場の健診担当者におかれましては、健康診断等を実施する医療機関との契約の際などに、肝炎ウイルス検査陽性者に初回精密検査費用助成の案内をしていただくよう、改めて依頼してください。また、肝炎ウイルス検査の陽性者に対し、早めに専門医療機関を受診し精密検査を受けるよう働きかけてください。

## 初回精密検査費用助成の対象

費用助成請求日前1年以内に、職域における健康診断等における肝炎ウイルス検査の結果、【現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い】、もしくは【HBs抗原検査において「陽性」】と判定された大阪府民が、平成31年4月1日以降に専門医療機関で受けた初回精密検査に係る費用等を助成します。

## 助成対象となる費用

大阪府肝炎専門医療機関を受診し、対象者が負担した費用のうち、初診（再診）料、ウイルス疾患指導料及び初回の精密検査に関連する費用として大阪府が認めた費用（但し、医師が真に必要と判断したものに限り、また、保険適用外の検査は助成対象となりません）を、1回に限り助成します。（詳しくは裏面を参照）

## 申請書提出・お問い合わせ先

大阪府健康医療部 健康推進室健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ  
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目1-22 電話 06-6944-9163（直通）

請求書等の様式は、大阪府ホームページからダウンロードできます。  
(大阪府ホームページ「肝炎対策について」)

大阪府 肝炎対策

検索



■ 肝炎ウイルス陽性者 初回精密検査費用助成制度

対象者	大阪府民で以下アからエの要件をすべて満たす方 ア 医療保険各法（※）の規定による被保険者又は被扶養者 イ 府又は市町村が実施する肝炎ウイルス検査、若しくは職域の肝炎ウイルス検査のいずれかを受け、陽性と判定（結果通知を受け取った）された方 ウ 大阪府肝炎専門医療機関を受診し、初回精密検査を受けた方（職域のウイルス検査で陽性と判定された方については、平成31年4月1日以降に初回精密検査を受けた方）ただし、費用助成請求日の前1年以内に陽性と判定された方に限ります。 エ 府又は市町村が実施する状況把握に同意し、「肝炎ウイルス陽性者に係る状況把握同意書（様式第2号）」を知事に提出した方
実施内容	大阪府肝炎専門医療機関を受診し、医療保険各法（※）の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した初回精密検査に係る費用を1回に限り助成
助成対象費用	初診（再診）料、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として大阪府が認めた費用（但し、 <u>医師が真に必要と判断したものに限り</u> ます。また、 <u>保険適用外の検査は助成対象となりません</u> ）
対象となる検査	a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像） b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間） c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD） d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量） e 肝炎ウイルス関連検査（HB <sub>e</sub> 抗原、HB <sub>e</sub> 抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等） f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量） g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））
申請に必要な書類	1 肝炎検査費用請求書（様式第1号） 2 肝炎ウイルス陽性者に係る状況把握同意書（様式第2号） 3 大阪府肝炎専門医療機関が発行した領収書【原本】 4 大阪府肝炎専門医療機関が発行した診療明細書【原本】（医療内容、保険点数等が記載された書類） 5 肝炎ウイルス検査（検診）の結果通知書（写し） 6 初回精密検査費用振込先金融機関の口座が分かる書類（預金通帳の写し等） 7 〔職域のウイルス検査で陽性と判定された方の場合〕職域検査証明書（様式第4号）又は職域でのウイルス検査を受けたことについての証明書 ※いずれも対象者が保有している場合に限る  注1：上記3、4は、初回精密検査費用助成事業検査明細書（様式第3号の1又は様式第3号の2）により代えることができます。 注2：医療機関によっては、注1の初回精密検査費用助成事業検査明細書（様式第3号の1又は様式第3号の2）の発行、上記5の再発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

（※）医療保険各法…高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法（第7条第1項）又は高齢者の医療の確保に関する法律

○ウイルス性肝炎は、適切な治療を受けることで肝炎から肝硬変や肝がんに重症化するのを予防することができます。

○肝炎ウイルス検査の結果が陽性的場合は、すぐに医療機関で受診し、精密検査を受けましょう！！

